



**JASDAQ**

平成 22 年 1 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 S B R  
代表者名 代表取締役社長 高梨宏史  
(JASDAQ・コード2759)  
問合せ先 総合企画室次長 佐野友義  
電 話 03-5733-4492

## 「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告」に関してのお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 31 日付の「(訂正)平成 20 年 3 月期の各四半期、及び平成 21 年 3 月期の第 1、第 2、第 3 四半期決算短信の訂正に関するお知らせ」等で開示しておりますとおり、当社の金融支援サービス事業において不正行為及び不適切な会計処理が行われていたことに伴い、過年度の有価証券報告書等を訂正し、平成 21 年 7 月 31 日付にて関東財務局に対し、当該期間における「有価証券報告書の訂正報告書」「半期報告書の訂正報告書」及び「四半期報告書の訂正報告書」を提出しております。

その後、当社は、この訂正に関し、平成 21 年 9 月より証券取引等監視委員会による検査を受けておりましたが、検査の結果、本日付で証券取引等監視委員会より、金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」開示書類を提出した行為に該当するとの判断から、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し 600 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

当社は、このたび、証券取引等監視委員会より勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁より正式な通知を受領後、改めて開示する予定です。

株主の皆様、お取引先様を始めとした多数の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### ご参考

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項 [http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20100129-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20100129-1.htm)

以 上